



訴 訟 委 任 状

年 月 日

〒

委任者 住所

委任者 氏名



私は、以下の弁護士らを訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

東京弁護士会所属 弁護士 佐竹 俊之
第二東京弁護士会所属 弁護士 山口 俊樹
住所 〒 190-0012 立川市曙町2-31-15 日住金立川ビル4階
西東京共同法律事務所（送達場所）
電話 042-519-3120 ファクス 042-519-3130

東京弁護士会所属 弁護士 山本 志都
住所 〒136-0071 江東区亀戸2-28-3 アセッツ亀戸4階
墨東法律事務所
電話 03-5628-5633 ファクス 03-5628-5634

記

第1 事件

当事者 原告私、被告羽村市
裁判所 東京地方裁判所
事件名 事業計画変更決定取消請求事件

第2 委任事項

- 1 上記事件の訴訟行為、訴えの取下げ、和解、調停、請求の放棄・認諾、控訴・上告・上告受理の申立て・抗告及びそれらの取下げ、反訴の提起、弁済の受領に関する一切の件、保管金納入及び受領、復代理人の選任。
- 1 代理供託並びに供託物・同利息の払渡請求及び受領に関する一切の件。
- 1 担保保証の供託、同取消決定の申立て、同取消に対する同意、同取消決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立て。
- 1 民事訴訟法第360条（同法第367条2項、第378条2項による準用の場合を含む）による異議の取下げ及びその同意、民事訴訟法第48条（同法第50条3項、第51条による準用の場合を含む）による脱退。

以上